

第3回智頭町議会定例会会議録

平成25年9月11日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第64号 専決処分について
- 第 5. 議案第65号 専決処分について
- 第 6. 議案第66号 平成24年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第67号 平成24年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第68号 平成24年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第69号 平成24年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第70号 平成24年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第71号 平成24年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第72号 平成24年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第73号 平成24年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14. 議案第74号 平成24年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15. 議案第75号 平成24年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16. 議案第76号 平成24年度智頭町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

- 第 17. 議案第 77 号 平成 24 年度智頭町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 第 18. 議案第 78 号 平成 25 年度智頭町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 19. 議案第 79 号 平成 25 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 20. 議案第 80 号 平成 25 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 21. 議案第 81 号 平成 25 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 22. 議案第 82 号 平成 25 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 23. 議案第 83 号 平成 25 年度智頭町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 24. 議案第 84 号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第 25. 議案第 85 号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第 26. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 64 号 専決処分について
- 第 5. 議案第 65 号 専決処分について
- 第 6. 議案第 66 号 平成 24 年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第 67 号 平成 24 年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第 68 号 平成 24 年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第 69 号 平成 24 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10. 議案第 70 号 平成 24 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入

歳出決算の認定について

- 第11. 議案第71号 平成24年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第72号 平成24年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第73号 平成24年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14. 議案第74号 平成24年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15. 議案第75号 平成24年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16. 議案第76号 平成24年度智頭町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 第17. 議案第77号 平成24年度智頭町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 第18. 議案第78号 平成25年度智頭町一般会計補正予算（第4号）
- 第19. 議案第79号 平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20. 議案第80号 平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第21. 議案第81号 平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第22. 議案第82号 平成25年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第23. 議案第83号 平成25年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第24. 議案第84号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第25. 議案第85号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第26. 陳情について

1. 会議に出席した議員（12名）

1番 大河原 昭 洋

2番 高 橋 達 也

3番 大藤 克紀
5番 中野 ゆかり
7番 岸本 眞一郎
9番 石谷 政輝
11番 南 肇

4番 岩本 富美男
6番 平尾 節世
8番 徳永 英太郎
10番 酒本 敏興
12番 谷口 雅人

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（17名）

町	長	寺谷 誠一郎
副町	長	金児 英夫
教	育	長 藤原 孝
病院事業	管理者	安藤 嘉美
総務	課長	葉狩 一樹
企画	課長	岡田 光弘
税務	住民課長	西沖 和己
教	育	課長 石彰 祐
地域	整備	課長 安藤 充憲
山村	再生	課長 上月 光則
地籍	調査	課長 草刈 英人
福祉	課長	岸本 光義
総務	課参事	矢部 整
税務	住民課参事兼水道課長	萩原 学
福祉	課参事	國政 昭子
会	計	課長 寺坂 英之
代表	監査	委員 小林 新

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局 長 河村 実則
書 記 塚越 奈緒子

開 会 午 前 10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、平成25年第3回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、大藤克紀議員、4番、岩本富美男議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの10日間としたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの10日間と決定しました。

日程第3． 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条2の規定に基づき、平成25年7月分から8月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付して

おりますので、ご承知ください。

次に、智頭町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度健全化判断比率について並びに平成24年度資金不足比率についての報告がありました。お手元に写しを配付しておりますので、ご承知ください。

次に、お手元に配付しております、議員派遣及び委員派遣の結果報告書が提出されておりますので、報告いたします。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会が去る7月25日に開催され、4件の議案が上程され、原案のとおり可決されております。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、前臨時会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただき、議会活動、議員活動に資していただければと思っております。

次に、今期議会の説明員につきましては、9月4日付をもって、町長、教育委員長、教育長並びに代表監査委員に出席を要求しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第64号から日程第25．議案第85号まで 22案一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第64号 専決処分についてから、日程第25、議案第85号 工事請負契約の締結についての一部変更についてまでの22議案を一括して議題とします。

なお、日程第4、議案第64号から、日程第25、議案第85号までの22議案に対する本日の日程は、提案理由の説明及び質疑までとします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに第3回定例町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

今期定例会に提案しました諸議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第64号及び議案第65号は、専決処分についてです。

議案第64号 町の義務に属する町有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定につきましては、本年5月23日に町道川戸穂見線、穂見地内で発生した道路陥没事故による車両破損に対する損害賠償について和解し、損害賠償の額を定めたものです。

議案第65号 平成25年度智頭町一般会計補正予算につきましては、議案第64号で定めた損害賠償の額として、246万3,000円を措置したものです。

次に、議案第66号から議案第77号は、平成24年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算認定を求めるものです。この12議案につきましては、去る8月20日から28日までの間、監査委員による監査を受けた結果、その意見を添えて本議会の認定を求めるものです。

次に、議案第78号から議案第83号までは、補正予算についてです。

議案第78号 平成25年度智頭町一般会計補正予算について主なものを説明します。

総務費の一般管理費では、人事異動に伴う人件費の調整を、まちづくり推進費では、米原集落公民館増改築工事設計監理委託費の増額、町が主体となって改修を行う空き家再生活用事業費の増額のほか、県道拡幅工事に伴う光ファイバー共架電柱の物件移転補償費を計上しています。また諸費では、放課後子どもプラン補助金について、前年度事業の精算に伴う返還金を措置しています。

賦課徴収費では、平成27年度の固定資産評価替えに伴い、町内の標準宅地75地点の不動産鑑定評価に要する経費を計上しています。

民生費の老人福祉費では、災害時における障がい者や独居の高齢者の避難支援等をスムーズに行うため、地域・集落が取り組む支え愛事業に係る経費を計上しています。子育て支援費では、放課後児童クラブ臨時職員賃金の増額を、児童館費では、本折児童館遊戯室床の修繕に要する経費をそれぞれ措置しています。

衛生費のじんかい処理費では、不法投棄物撤去処分に要する経費を計上しています。

農林水産業費の農業振興費では、有害鳥獣捕獲確認に係る事業費の組み替えのほか、昨年9月、包括連携に関する協定を締結した一般社団法人テラプロジェクトとの活動として、関西に向けた本町の農産物、木工品等のPR、農業・林業等の講座及び情報発信に要する経費を計上しています。

林業費の林業振興費では、平成23年に間伐材を始めとした、国産材の活用促

進に関する協定を締結した東京都港区での智頭杉、森林セラピー、木工品等のPR及び情報発信に要する経費を計上しています。

森林整備地域活動支援交付金事業では、森林経営計画策定を500ヘクタール追加することによる増額を措置しています。

緑の産業再生プロジェクト事業では、高性能林業機械導入に要する経費を計上しています。

持続的森林経営確立総合対策実践事業では、森林整備地域活動支援交付金の制度見直しにより、作業路網の改良について、既存路網を丈夫な路網に転換する新たな事業として創設されたことから、5路線、2,000メートルの改良に要する経費を計上しています。

商工費の交流事業費では、韓国楊口郡との文化交流事業に要する経費の増額を措置しています。

土木費の土木総務費では、震災に強いまちづくり推進事業補助金額の確定による増額を、下水道事業費では、公共下水道事業特別会計への繰出金の増額をそれぞれ措置しています。

消防費の防災費では、災害備蓄用品の購入に伴う経費を計上しています。

教育費の体育施設費では、智頭温水プールのポンプ及び清掃用設備の修繕に要する経費を計上しています。

その他、年度後半の時間外勤務手当の所要額を特別会計を含め計上しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は6,839万2,000円であり、補正後の予算総額は66億8,602万4,000円となります。

議案第79号 国民健康保険事業特別会計補正予算は、退職被保険者等に係る療養給付費・療養費・高額療養費の実績見込みによる増額、平成25年度高額療養費共同事業拠出金等の概算納付金額が確定したことによる増額措置のほか、平成24年度国庫支出金等の額が確定したことによる返還金を措置しています。

議案第80号 智頭町公共下水道事業特別会計補正予算は、町道の下水道マンホールかさ上げ及び舗装修繕に要する経費のほか、上下水道施設管理システム及び新水道システムの導入に要する経費を計上しています。

議案第81号 智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算は、新水道システムの導入に要する経費を計上しています。

議案第82号 介護保険事業特別会計補正予算は、平成24年度社会保険診療

報酬支払基金への負担額が確定したことによる返還金を措置しています。

議案第 8 3 号 智頭町水道事業会計補正予算は、新公営企業会計システム、上下水道施設管理システム及び新水道システムの導入に要する経費を計上しています。

次に、人事案件ですが、議案第 8 4 号 智頭町教育委員会委員の任命につきましては、酒本弘道氏の任期が平成 2 5 年 9 月 3 0 日で任期満了となるところですが、引き続き同人を選任したいので、議会の同意を求めるものです。

次に、議案第 8 5 号 工事請負契約の締結についての一部変更につきましては、平成 2 5 年 7 月 1 6 日議決の智頭中学校改築工事について、契約金額の変更を行うものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明申し上げました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いしまして、簡単ではありますが説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 6、議案第 6 6 号 平成 2 4 年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 1 7、議案第 7 7 号 平成 2 4 年度智頭町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまでの 1 2 議案は、決算審査意見書が提出されております。

この際、監査委員の審査意見の報告を求めます。

小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林 新） ただいまご指名をいただきました代表監査委員の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは決算審査の報告をさせていただきます。皆様のお手元にあります決算審査意見書は、町長より提出されました平成 2 4 年度の決算関係の書類に基づき、徳永監査委員と審査を実施した結果を取りまとめたものでございます。

初めに、平成 2 4 年度智頭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査について報告します。

1、審査期日は平成 2 5 年 8 月 2 0 日から 2 3 日、2 6、2 8 日の合計 6 日間でございます。

2、審査の対象は、以下の各会計歳入歳出決算です。

1、一般会計、2、国民健康保険事業特別会計、3、簡易水道事業特別会計、

4、住宅新築資金等貸付事業特別会計、5、公共用地先行取得事業特別会計、6、公共下水道事業特別会計、7、農業集落排水事業特別会計、8、介護保険事業特別会計、9番、介護保険サービス事業特別会計、10、後期高齢者医療特別会計。以上10会計でございます。

2番目、附属書類といたしましては1、各会計の歳入歳出決算事項別明細書、2、各会計の実質収支に関する調書、3、財産に関する調書です。

3番目、審査の方法。審査に付された一般会計より各特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施するとともに、収支手続き等の適法性を確認するため、資料の提出を求めて、関係職員の説明を聴取し、あわせて別途実施した定期監査及び例月現金出納検査等の結果を勘案し、審査を行いました。

4番目、審査の結果。審査に付された一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、正確であると認められた。また、予算の執行及び関連する事務の処理は、一部改善すべき事項はあるものの、おおむね適正に処理されているものと認められる。

公有財産については、土地、建物は財産台帳により、有価証券、出資金、物品及び基金については証券、現金、預貯金通帳、台帳と照合して正確であるものと認められた。

なお、一般会計及び各特別会計の決算の概要は、別紙のとおりです。

5番目、監査委員の意見書。1、一般会計。平成24年度の決算収支は歳入決算額が58億5,706万5,000円、歳出決算額は54億3,442万円、歳入歳出差し引き額の形式収支では、4億2,264万5,000円の剰余金が生じています。

翌年度に繰り越すべき財源として繰越明許費2,766万3,000円を差し引くと3億9,498万2,000円の実質収支額となったことは、本町が収支の均衡に留意し、経費の節減に努めた結果であると認められる。

本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたいわゆる単年度収支額は

1億1,234万1,000円の黒字。財政調整基金として5,185万7,000円積み立てているので、実質単年度収支額は1億6,419万8,000円の黒字となっています。

しかし、今後とも厳しい財政運営を強いられることが予想されるので、以前にも増して厳格な事業見積もりと予算査定が行われ、将来にわたり健全な財政運営を可能ならしめるよう努力されたい。

歳入について。歳入決算額は58億5,706万5,000円で、前年度に比べ3億3,951万1,000円減少している。景気の低迷状況が長引く中であって、本町の自主財源である町税収入は7億6,500万8,000円で、前年度に比べ1,908万7,000円の増収となっている。収入総額に占める割合は13.1%で、前年度より1.0ポイント上回っている。

収入総額の51.5%を占める地方交付税は30億1,395万6,000円で、前年度に比べ1,981万7,000円の減額となっている。自主財源の乏しい本町にあっては、依然として厳しい財政運営を強いられることとなっている。

不納欠損処理を213万2,000円行った結果、収入未済額は2,583万6,000円、前年度よりも292万8,000円減少している。

歳出について。歳出決算額は54億3,442万円で、前年度に比べ4億4,479万1,000円減少している。予算総額60億5,854万7,000円に対し、支出済額は54億3,442万円、翌年度繰越額は3億1,313万6,000円、不用額は3億1,099万1,000円で、予算額に対する執行率は翌年度繰越額を入れると94.9%となり、前年度に比べ1.8ポイント下がっている。本町の財政状況は依然として厳しい状況下であり、引き続き行財政改革に努めて財政運営を進めることが重要である。

不用額について。本年度は3億1,099万1,000円と、前年度に比べ1億378万3,000円増加している。毎年指摘しているところではあるが、それぞれの費目において生じた理由はあるものの、総計予算の原則から勘案すれば多額の不用額が生じることは好ましくなく、今後とも早い時点で減額補正の必要が生じた事業は補正予算を組み、スピード感のある的確な予算積算と適正な予算執行を行い、決算見込みの把握を確実に行った予算の執行を行われたい。

町財政の健全化について。24年度の町債の発行額は50億70万円で、前年度に比べ1億300万円減少している。年度末残高は48億2,442万円、前

年度に比べ2,811万4,000円減少している。普通会計における財政力指数の面から決算状況を見ると、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は77.2%と、前年度よりも1ポイント改善されている。一方で、一般財源総額のうち公債費に充当されたものの割合を示す公債費負担比率は13.1%、それから標準財政規模に対する公債費の割合を合わせた実質公債比率は11.6%、将来見込まれる財政負担の標準財政規模に占める割合をあらわす将来負担比率は81.8%となっている。

町税収入について。滞納対策の強化により、前年に比べ1,908万7,000円増収となっている。また、不納欠損処理の実施や滞納対策本部の設置により滞納者に対し積極的に納税勧奨及び督促を行うなどの努力により、収入未済額は1,943万5,000円、前年度に比べ368万7,000円減少している。

今後も滞納者の状況把握に努めるとともに、なお一層滞納者の納税意識を促し、徴収実績の向上に努力されたい。

保育料143万9,000円、住宅使用料472万5,000円の未納額がある。なお一層収納に努力されたい。

今後とも本町が自立していく上において財源確保は絶対必要であり、町税のみならず滞納の徴収においては、滞納対策本部等で十分検討され徴収に努力されたい。

低迷する経済雇用情勢において町税収入の増加も期待できないことから、町財政は引き続き厳しい状況で推移するものと思われる。については、歳入においては町税の徴収率の向上や収入未済額の縮減等に取り組み、歳出においては、効率的、機動的に予算執行に努めるなど、健全な町財政の構築と活力ある町政の推進に向けて、なお一層取り組まされたい。

2番目として、特別会計。平成24年度の特別会計は国民健康保険事業特別会計ほか8会計で、その合計の決算収支の状況は、歳入決算額29億7,898万7,000円、歳出決算額28億6,582万8,000円、歳入歳出差し引き額1億1,315万9,000円の余剰金が生じている。不納欠損処理を415万4,000円行った結果、収入未済額は1億3,133万3,000円で、対前年度比2,306万3,000円減少しています。

収入未済額が発生してる特別会計の諸団体においては一般会計と同様に、引き続き収入未済額の縮減に一層努力されたい。

各特別会計の決算収支の状況は以下のとおりです。

①国民健康保険事業特別会計について。歳入総額10億4,139万3,000円、歳出総額9億9,868万8,000円、歳入歳出差し引き額4,270万6,000円の余剰金が生じている。保険税について、不納処理を381万3,000円行った結果、収入未済額は1,715万2,000円で、対前年度比583万8,000円減少しております。徴収率は83.2%で、前年度水準であります。保険給付費は6億650万円で、前年度に比べ2,449万6,000円減少していますが、国保税が1億343万9,000円で、対前年度に比べ3,305万3,000円の減少となっており、厳しい状況にあります。今後の保険給付費の動向や収支状況に注視する必要があります。また、国保制度については国・県において検討されていますが、広域化による統合メリットについて十分検討を行う必要があると考えます。智頭町国民健康保険財政調整基金は24年度に9,674万9,000円を取り崩し、基金残高は2億85万9,000円となっています。保険税についても、なお徴収率の改善は、国保会計の健全化に必要なになるので、税の公平性からも引き続き徴収強化の取り組みを進めていただきたい。

2番目、簡易水道事業特別会計について。歳入及び歳出総額はそれぞれ826万6,000円となって、指摘事項はありません。

3番目、住宅新築資金等貸付事業特別会計について。歳入総額1,664万4,000円、歳出総額1,541万6,000円、歳入歳出差し引き額122万7,000円の余剰金を生じています。収入未済額は8,412万7,000円で、前年度より1,184万4,000円減少していますが、徴収率は15.5%と前年度に比べて4.3ポイント下っている。他の会計に比べ収入未済額が多額であり、今後とも法的措置を含めたより一層の徴収対策を講じられたい。

4番目、公共用地先行取得事業特別会計について。歳入及び歳出総額はそれぞれ1万2,000円となっています。指摘事項はありません。

公共下水道事業特別会計について。歳入総額2億9,752万7,000円、歳出総額2億9,436万7,000円、歳入歳出差し引き額316万円の余剰金が生じています。分担金の収入未済額は2,215万2,000円、使用料の収入未済額は489万円生じています。下水道事業についての住民の十分な理解を得るとともに収納の向上を速やかに図られたい。また、24年度末の接続率は86.3%、前年度は85.2%と低い。維持管理費の関係もあるので、接続率アップ

に向け努力されたい。

農業集落排水事業特別会計について。歳入総額3億9,530万3,000円、歳出総額3億9,271万6,000円、歳入歳出差し引き額は258万7,000円の余剰金が生じています。分担金の収入未済額は99万7,000円、使用料の収入未済額は17万9,000円を生じている。速やかに徴収されたい。また、24年度末の接続率は75%、前年度末は74.2%と低い。維持管理費の関係もあるので、接続率アップに向け努力されたい。

7番目、介護保険事業特別会計について。歳入総額10億4,744万3,000円、歳出総額9億8,405万3,000円、歳入歳出差し引き額6,339万円の余剰金が生じています。保険給付費は9億664万1,000円で、ほぼ前年度水準でありましたが、保険料収入は1億7,077万7,000円で対前年度比1,613万5,000円の増額であります。不納欠損処理を30万円行った結果、収入未済額は161万1,000円で、対前年度比14万8,000円増額しています。保険料の収納率の向上を図って収入未済額の縮減に取り組まされたい。

8番目、介護保険サービス事業特別会計について。歳入及び歳出総額はそれぞれ8,785万6,000円となっている。指摘事項はありません。

9番目、後期高齢者医療特別会計について。歳入総額8,454万2,000円、歳出総額8,445万4,000円、歳入歳出差し引き額8万9,000円の余剰金が生じている。不納欠損処理を4万1,000円行った結果、収入未済額は22万4,000円で、対前年度比16万円減少しています。

3番目、財産について。1番目、土地及び建物、山林、有価証券、出資金の公有財産については増減はありません。2番目、乗用車等の物品については、増減はありません。3番目、債権につきまして、母子福祉資金貸付金は10万5,000円で、増減はありません。4番目、基金のうち、特定目的のための資金の積み立てより、智頭町教育施設整備積立基金ほか、11積立金は11億1,989万9,000円で、対前年度比1億2,438万8,000円の増となっています。主な内訳は、消防施設整備基金は対前年度比5,000万円と教育施設整備基金が対前年度比6,000万円の増となっています。②定額資金を運用する土地開発資金は1,693万4,000円で、対前年度比1万2,000円の増となっています。

次に、平成24年度基金の運営状況審査について報告します。

審査期日は平成25年8月26日月曜日。

審査の対象は、智頭町財政調整基金ほか16件の基金です。

審査の方法。審査に付された平成24年度の基金の運営状況を示す書類について、その計数の正確性を検証するため関係帳簿等との照合、その他通常実施すべき審査手続きを実施したほか、基金の運営状況の妥当性を検証するため関係書類の審査を行いました。

審査の結果。審査に付された平成24年度の基金の運営状況を示す書類の計数は、関係諸帳簿と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、基金の運営状況は妥当であると認められた。

なお、基金の運営状況は、別紙のとおりでございます。

次に、平成24年度智頭町水道事業会計決算審査について報告します。

審査の期間。平成25年7月4日木曜日。

審査の方法。審査に付された決算諸表が地方公営企業法に基づいて作成され、平成24年度智頭町水道事業の財務状況、経営成績を適正に表示しているか、また会計処理の手続きが適正になされているか等について関係者の説明を聴取し、附属書類、総勘定元帳、関係諸帳簿と突合し、あわせて別途実施した定期監査及び例月出納検査の結果も勘案しながら審査を行いました。

審査の結果。審査に付された決算報告書、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書及び事業報告書等の決算諸表は、水道事業の財政状態及び経営成績を適正に表示しており、関係諸帳簿、証拠書類を照合した結果、計数はいずれも符合しており、誤りのないことを認めた。

なお、決算概要については、別紙のとおりです。

4番目、監査委員の意見書。平成24年度末における給水栓数は1,028栓、給水人口は2,743人、前年度より30人減となり、年々減少の一途をたどっています。

経営状況について見ると、水道事業収益である総収益は前年度に比べ31万9,362円減の6,434万6,875円となっています。一方、水道事業費用である総費用では、原水及び送水費、総係費、減価償却費が増加し、前年度に比べ115万6,316円の増の6,420万8,703円となっています。そのうち、減価償却費は対前年度比268万7,398円の増となっております。これは、水質計の設置に伴うものでございます。

この結果、本年度の純利益は13万8,172円となり、前年度に比べ147万5,678円減となります。水道使用料の未収金の徴収と経費の削減に努力されたい。

有収水量1立米当たりの供給単価は225円81銭、対前年度比30銭の増となり、これに対する給水原価は229円25銭、対前年度比4円71銭増で、給水損益は3円44銭の初めての赤字を計上しております。

供給されている水量がどの程度収益につながっているかを示す指標である有収率は47.71%、前年度の50.6%、全国平均を大きく下回っております。前年度に比べ2.89ポイント低下しており、施設の効率が悪く、漏水防止対策などにより、有収率の向上対策を講じる必要があります。平成25年度に計画されている漏水箇所の修理により、有収率が大きく改善されることを期待します。

水道使用料未収金については、日常的な滞納者への訪問等回収に努力されていると思いますが、給水停止処分等の実施を基準に基づき実行され、今後とも引き続き受益者負担の見地から、未収金の発生原因を追及するとともに、徴収方法を工夫して不納欠損にならないよう組織的に取り組むよう要望し、悪質なものについては、給水停止の手続きに基づき、確実に実行されたい。

なお、収入未済額は525万7,941円で、前年度より30万7,034円増加している。今後とも財源確保の上からも徴収に努力されたい。

また、会計基準の見直しに対する対応について、地方公営企業会計制度の変更に伴い、会計基準も大きく見直され、平成26年度の予算及び決算から対応することになっています。つきましては、見直し後の会計処理が適正に行われますよう万全の準備を図られたい。

次に、平成24年度智頭町病院事業会計決算審査について報告します。

審査の期間。平成25年7月26日金曜日。

審査の方法。審査に付された決算諸表が地方公営企業法に基づいて作成され、平成24年度智頭町病院事業の財務状況、経営成績を適正に表示しているか、また、会計処理の手続きが適正になされているか等について、関係者の説明を聴取し、附属書類、総勘定元帳、関係諸帳簿と突合し、あわせて別途実施した定期監査及び例月出納検査の結果も勘案しながら審査を行った。

審査の結果。審査に付された決算報告書、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、欠損金処理計算書及び事業報告書等の決算諸表は、病院事業の財政状態及

び経営成績を適正に表示しており、関係諸帳簿、証拠書類を照合審査した結果、計数はいずれも符合して誤りのないことを認めた。

なお、決算の概要については、別紙のとおりです。

監査委員の意見書。平成24年度は平成23年12月に改良した「改定智頭病院改革プラン」に基づいた経営に努め、一般病床52床、病養型病床47床の病床利用を最大限維持し、在宅介護の支援、健康事業などが積極的に行われています。また、平成23年度から導入している人件費の適正化を図るため、職務職階制並びに長期委託契約の可能なものについては長期契約を行うなど、経営費節減に努めている。しかし、昨年度末の外科医の退職による常勤医1名の減、及び診療報酬改定の影響により、収益は大幅に減少となっていますが、他方、費用については削減がなされています。

患者数について見ると、入院患者数は3万2,192人、老人保健施設入所者数は1万5,973人、合計4万8,165人、前年度は4万9,192人、前年度に比べ1,027人減少しています。外来患者数は5万2,099人、前年度は5万3,496人と1,397人の減となっています。

経営状況について、損益計算書の上で、医業、老人保健事業、訪問看護事業の合計であります事業収支では、事業収益13億5,453万6,000円、対前年度比6,307万5,000円の減少、事業費用は15億8,450万4,000円、対前年度比5,244万7,000円の減少、差し引き額2億2,996万7,000円の赤字である。事業収支は前年度より1,062万8,000円悪化しています。

病院事業全体の収益は17億9,730万9,000円、前年度より1,559万6,000円増、費用は17億5,325万1,000円、前年度より1,242万1,000円減収となっています。この結果、当年度純利益は4,405万8,000円、前年度に比べ2,801万7,000円増となっています。当年度未処理欠損額は32億1,286万6,000円となっています。事業全体の収益の内訳を見ますと、医業収益は11億3,026万5,000円、前年度に比べ6,297万3,000円の減少です。老人保健施設事業、訪問看護事業収益は2億2,427万1,000円で、前年度に比べ10万2,000円の減です。医業外収益は、3億6,609万5,000円で、前年度に比べ7,813万8,000円増加しています。特別利益は、前年度に比べ53万4,000円の増となります。医

業収益の減少要因については、入院収益6億4,354万5,000円、前年度に比べ5,996万円減少しています。

入院患者数、病床の利用率、診療単価の減が挙げられます。

医業収益のうち、町補助金、県補助金、他会計補助金が2億9,488万円で、前年度に比べ8,350万円増加しています。うち町の補助金が2,億5,301万5,000円、前年度に比べ8,336万2,000円増加しています。

事業全体費用の内訳を見ますと、医業費用は13億9,982万1,000円で、前年度に比べ5,181万円の減。老人保健施設事業、訪問看護事業費用は1億8,468万2,000円で、前年度に比べ63万7,000円の減。医業外費用が1億3,111万8,000円で、前年度に比べ239万7,000円の増。特別損失は3,763万円で、前年度に比べ3,763万円の増となります。医業費用の減少要因として、給与費が7億8,651万1,000円で、前年度に比べ1,825万5,000円の減。材料費は1億6,008万1,000円で、前年度に比べ1,708万5,000円の減。減価償却費が8,370万4,000円で、前年度に比べ1,573万円の減となっています。

特別損失の増加要因は、過去の労働債権の支払いを行ったことによるものでございます。

医業収益の未収金については、日常的に滞納者宅への訪問等回収に努力されていると思いますが、徴収方法等に工夫をして不納欠損にならないよう組織的に取り組むよう要望します。

智頭病院は、地域の中核となり住民のよりどころとなる病院であり、今後も医師・看護師の確保に努めることはもちろんのこと、院長、管理者のもとに病院改革プラン推進や確固たる経営方針を確立し、経営の安定化に向け邁進されたい。

また、会計基準の見直しに対する対応について、地方公営企業会計制度の変更に伴い、会計基準も大きく見直され、平成26年度予算、決算から対応することになっております。つきましては、見直し後の会計処理が適正に行われますよう、万全の準備を図られたい。

以上で審査結果の報告を終わります。

決算審査にご協力をいただきました関係職員の皆様には、この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。

報告を終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（谷口雅人） 小林代表監査委員の報告は終わりました。

議案第66号 平成24年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第77号 平成24年度智頭町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまでの12議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第66号 平成24年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第77号 平成24年度智頭町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまでの12議案については、委員会条例第5条の規定により、この際、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、これに付託し審査したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、この際、議員全体で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することを決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時23分

再 開 午前11時23分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置しました決算特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたのでご報告します。

委員長に南 肇議員、副委員長に岸本眞一郎議員、以上のとおりです。

これから、日程第4、議案第64号 専決処分についてから、日程第5、議案第65号 専決処分についてまで、及び日程第18、議案第78号 平成25年度智頭町一般会計補正予算第4号から、日程第25、議案第85号 工事請負契約の締結についての一部変更についてまで、10議案についての質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答方式で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限

を設けることがありますので、ご承知ください。

これから日程第4、議案第64号 専決処分についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） そういたしますと、お手元に配付いたしております議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。議案第64号 専決処分について。2ページ目をごらんいただきたいと思います。専決処分書、平成25年8月7日付で専決処分を行っております。損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、法律上、町の義務に属する車両事故による損害賠償について次のとおり和解し、損害賠償額を定める。

1、和解の相手方。智頭町大字大内655番地。竹内工業代表 竹内康和。

2、和解の要旨。町は損害賠償金246万2,483円を支払うものとする。

3、事故の概況。1、事故発生年月日、平成25年5月23日。事故発生場所、智頭町大字穂見地内。3、事故の状況、和解の相手が智頭町大字穂見1,107番地先、町道川戸穂見線を4トントラックで木材を積載し走行中、道路路肩付近の陥没により落下し、同車両が破損したものである。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第5、議案第65号 専決処分についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） そういたしますと、別冊の専決処分書、補正予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第65号 専決処分について。では、1ページ目をごらんいただきたいと思います。平成25年度智頭町一般会計補正予算第3号。平成25年8月7日付で専決処分をしております。246万3,000円を追加するものでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。先ほど議案第64号でご説明いたしましたが、損害賠償金として246万3,000円を措置いたしております。詳細につきましてですが、車両のいわゆる修繕、これが185万625円、事故時の対応といたしまして、パンク、それからクレーン、マフラー等々の対応の費用といたしまして16万1,858円、それから休業補償ということで、保険対応となっておりますのが45万円ということで、合計246万2,483円で予算総額は246万3,000円ということで措置いたしております。財源といたしましては、6ページをごらんいただきたいと思いますが、繰越金及び諸収入といたしまして、町が入っております総合賠償補償保険金で措置をいたしております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第18、議案第78号 平成25年度智頭町一般会計補正予算第4号を議題とします。議案の補足説明をお願いします。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案第78号 平成25年度智頭町一般会計補正予算第4号。前もって配付いたしております9月補正予算概要、2枚ものですが、この補正予算の概要をごらんいただきたいと思いますが、これをもとに説明をさせていただきたいと思いますが、左の端の数字は補正予算書のページでございますので、補正予算書のほうもあわせてごらんいただきたいと思いますが。

まず、概要版の1ページでございます。補正予算書は11ページからでございます。

一般管理費及びまちづくり推進費であります。それぞれ人件費の調整を行っております。

それから水力発電周辺地域整備事業につきましては、先ほど町長が提案理由で述べましたが、米原公民館増改築工事の設計監理委託料の増額を、また行政情報システム推進費につきましては、事務用ノートパソコンのリース代をそれぞれ措

置いたしております。

概要書の移住定住促進事業につきましては、これも先ほど提案理由にありましたが、町が主体となって空き家の無償賃貸借の上、改修を行います空き家再生活用事業として2軒の改修経費、またそれに伴います下水道負担金の増額をいたしております。

次に、地域情報化推進事業につきましては、これも提案理由にありましたが、坂原地内の県道拡幅工事に伴います光ファイバー共架電柱移設に係る物件移転補償費をそれぞれ措置しております。

次に、補正予算書では12ページでございます。諸費につきましては、これも提案理由にもありましたが、前年度の放課後子どもプラン補助金について、額の確定、精算に伴う返還金を措置いたしております。

それから同じ12ページでございます。賦課徴収費につきましては、これも提案理由にありましたが、平成27年度に固定資産評価替えに伴います平成26年1月1日現在の標準宅地75地点の不動産鑑定評価委託料を措置いたしております。

それから補正予算書13ページでございます。老人福祉費、概要書のほうでいきますと、支え愛体制づくり事業でございます。これも提案理由にありましたが、災害時における障がい者や独居の高齢者の避難支援等スムーズに行うため、地域または集落が取り組む見守り体制でありますとか、支え愛マップづくりなどの、補助金を措置しております。

次に、概要書のほうは2ページをごらんいただきたいと思います。補正予算書は同じく13ページでございます。子育て支援推進費につきましては、提案にもありました放課後児童クラブ指導員賃金の増額を、児童館費につきましても、同じく提案理由にもありましたが、本折児童館遊戯室床の修繕料をそれぞれ措置しております。

補正予算書14ページでございます。じんかい処理費につきましては、大屋地内及び県道八頭中央線、湯屋地内における不法投棄物撤去処分手数料を措置しております。

それから同じページでございます。農業振興費につきましては、これも提案理由にありましたが、鳥獣等被害防止施設事業のうち、鹿の捕獲数確認に係る補助対象事業費の組みかえを行っております。また、関西において開催いたします農

産物、木工品等のPR、及び林業、農業の情報発信を行います地域農林業活性化・交流促進事業に要する経費をそれぞれ措置しております。

それから概要書同じく2ページでございます。補正予算書は15ページでございます。林業振興費につきましては、提案理由にもありました国産材利用促進に関する協定を締結いたしました東京都港区での1カ月間にわたります智頭杉、森林セラピー、木工品などのPR、及び情報発信などに要する経費を措置しております。

それから補正予算の16ページです。森林経営計画策定を追加するため、森林整備地域活動支援交付金の増額を、また緑の産業再生プロジェクト事業につきましては、バックホー、フォークリフトなど高性能林業機械の導入によります補助金の増額をそれぞれ措置しております。

概要書では3ページでございます。持続的森林経営確立総合対策実践事業につきましては、新たに創設されました作業路網の改良に係ります経費の助成について、措置いたしております。

それから造林事業費につきましては、町有林、森林管理認証更新審査委託料を措置いたしております。

それから交流事業につきましては、提案理由にもありました韓国楊口郡との文化交流事業に要する経費の増額を措置しております。

それから土木総務費につきましては、これも提案理由にもありましたが、一戸建ての住宅の耐震診断、設計、改修に係ります震災に強いまちづくり推進事業の補助金額の額の確定によります増額を措置しております。

17ページの下水道事業費につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金として、下水道マンホールポンプかさ上げ修繕に要する経費及びシステム導入に要する経費を繰り出すよう措置しております。

それから防災費につきましては、提案理由にもありました災害備蓄用品の購入における経費を措置しております。

それから補正予算書の18ページ、体育施設費につきましては、智頭温水プールのポンプ及び清掃の…コントロール盤の修繕による増額を措置しております。

以上、合計6,839万2,000円の補正となっております。

財源といたしましては、補正予算書の2ページにありますとおり、国庫支出金から県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入をもって措置いたし

ております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の款ごと、総務費から民生費、衛生費から土木費、消防費から教育費と債務負担行為の5区分に分けて行います。

まず、歳出の総務費から民生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） まちづくり推進費では、2戸の改修ということですが、この工事請負ということですが、あわせてこの下水道負担金ですが、たまたまこの改修する家が下水道に接続をしていなかったのか、そこら辺はどういう状況でしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 今回予定しております2戸につきましては、下水道負担金が今までに負担されておりましたので、今回、町のほうで措置をするということでございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） この移住・定住者については、下水道の負担金は町が肩がわりするという大きな方向性というものは、これは決まって、これに沿ってやっているとということですか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 今回のこの空き家再生事業につきましては、この事業の趣旨から申しまして、町のほうで10年間借り受けをしまして、低価格で移住希望者に、若者の含む移住希望者に提供していくということでございますので、この空き家再生事業で取り組む物件につきましては、この下水道負担金につきまして、町のほうで負担するという方向でしております。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） この負担金については、ずっと町民がそれぞれしてきたわけなんです、町としては移住者に対して空き家の負担を軽減する。これに対して移住者は町が借り上げてやるんですが、家賃ということでこれは若干移住者

に負担をしていただくと思うんですが、ここの下水道がらみに関しては町民がずっとそれぞれ負担しているんですが、ここの移住者に対しては優遇策でやるという、そういう基本的な考え方ということなんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） ただいまのご指摘にございましたように、この入居者からは家賃という形で収入がございます。そういったところも含めまして、このインフラの下水道部分につきましては、町のほうで整備、負担をし、それで移住者に低価格な家賃でもって入居いただくことを促すという意味も含めまして、下水道負担金につきましては町のほうで措置をするという考え方でございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 次に、衛生費から土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、酒本議員。

○10番（酒本敏興） 16ページの町有林造林事業、エスジェックの更新がきたということですがけれども、40万、これ人件費ですね、残業代。時間外。これは更新の委託とそれから人件費の部分の相関関係、ちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 時間外手当でございますけれども、こちらのほうは補正を組んで4万8,000円ですけれども、増額27万9,000円でございますけれども、本年度町有林の事業4月から実施してまいりましたけれども、この時間外はですね、実績を踏まえまして、この状況で少し補正を、増額が必要だということで、今回は27万9,000円、実績をふまえながら、増額要求させてもらっております。

それとエスジェックの54万5,000円のほうでございますけれども、当初予算で計上しておりましたのが、毎年必要な定期的な審査料でございます、それとは別に今回は5年目になるということですのでですね、5年間の更新の認証にかかる必要な委託というのがございますので、その分を追加で計上させていただいたものでございます。

○議長（谷口雅人） 9番、石谷議員。

○9番（石谷政輝） 13ページ、森林整備地域活動支援交付金。この部分で今先ほどバックホーの話が出とったけど、ちょっと詳しく説明していただけませんか。

○議長（谷口雅人） 石谷議員、ちょっと聞き取れなかったようですので、もう一度、大きな声でお願いします。

○9番（石谷政輝） この13ページ、森林整備地域のところの部分で、2,700万の増額が出とるその中の内訳でバックホーの話が出とったんですけども、その意味合いを教えてほしいです。

○議長（谷口雅人） 石谷議員、その部分についてはもう過ぎておりますので、後ほど……。

（「ページが違う」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） それでは16ページの緑の産業再生プロジェクト事業の高性能林業機械のほうについてご説明申し上げます。こちらのほうはですね、実際に石谷林業さんのほうから高性能林業機械の導入の要望がございまして、グラップル付きバックホーを1台、それとフォークリフトを1台、これを導入しようということで補正予算を要求しているものでございます。

あわせまして森林整備地域活動交付金事業のほうでございましてけれども、こちらのほうですね、森林経営計画の策定を要求しておりまして、これが今回の要求でですね、500ヘクタールの追加の森林経営計画の策定を要望するものでございまして、これを合わせて700ヘクタールということをしてさせていただきますと、昨年度の実績前と合わせましてカバー率は40%までなるということで要望させていただいております。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

ほかございませんか。

8番、徳永議員。

○8番（徳永英太郎） 震災に強いまちづくりの推進事業なんですけども、24年度の事業としては、全て次年度に繰り越しということで、全く不用額になっております。100万5,000円。それでこのたび事業の確定でしたかいな、何かの関係で22万7,000円の補正が組んであるわけですけども、どういうわけで24年度に事業執行されないで、25年度全額繰り越しされて、本年度また

新たに補正されたか、その辺もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 安藤地域整備課長。

○地域整備課長（安藤充憲） 24年度に全額繰り越したのは、国のほうの事業の部分で繰り越しが出されていなかった部分です。今回、当初予算で25年度としてまた当初で新たに組みまして、今回国と県の額の確定が決定しましたので、今回補正するものです。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 次に、消防費から教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 次に、債務負担行為の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳入を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） あの放課後児童クラブで職員の増となっていて、これの要因は対象児童がふえて、職員が要るようになったのか、そこら辺についてのちょっと現況について。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 子育て支援推進費の中の臨時職員の賃金のところでありまして、当初予算組んでおりました智頭の放課後児童クラブが8人分、それから土師の児童クラブが6人分組んでおりましたけれども、子どもたちの状況それから現場の状況を勘案して、智頭にあっては11人、土師にあっては7人と

ということで、若干臨時職員の増をいたしました。その部分の増加でございます。
以上です。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

ほかございませんか。

岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 今回皆さんのちょっと町民の声の中で、智頭の児童クラブに対しての安全面ですね。そういう面で心配が出ているんですが、これも職員をふやすことによって、移動ですね、桑田医院のどこから校庭に行ったり、グラウンドに行ったり、そういった部分にも対応するような必要があるというような判断で、こういう職員の増を見たのか、ただ単に桑田医院の中で子どもの様子をしっかりと管理といいますか、指導するために、これをふやしたという面があるのか、そこら辺を再度。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 現場のほうで桑田医院さんのほうに動いたということで、この賃金の部分、それから通信運搬費のほうで2万1,000円ふやしておりますけれども、携帯電話を1台から2台にそれぞれふやしております。放課後児童クラブの集合場所とそれから屋外、また屋内の体育館、そういうところとの移動距離がございますので、そういう部分で補正をかけております。以上です。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第19、議案第79号 平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第79号 平成25年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号。

歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ7,148万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ10億1,157万4,000円とする。

26ページから29ページをごらんください。

初めに歳出のほうを説明します。総務費の一般管理費では、職員3名分の時間外手当を増額するものです。それから保険給付費の療養費、療養諸費、高額療養費については、退職被保険者等に係る療養給付費、療養費、高額療養費の実績見込みよりそれぞれ1,730万4,000円、25万3,000円、333万6,000円を増額するものです。

後期高齢者支援金等、介護給付費、共同事業拠出金につきましては、平成25年度の概算納付額が確定したことによる、増減調整を行っております。

諸収入の返還金につきましては、平成24年度の国庫負担金等の額の確定したことにより返還金3,432万1,000円を、予備費につきましては、保険料給付費等の不測の事態に備えて1,100万円を増額措置しております。

歳入につきましては、療養給付費交付金及び繰越金をもって措置しております。以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第20、議案第80号 平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

議案の説明をお願いします。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 議案第80号 平成25年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算第2号。

補正予算書の37ページをごらんください。需用費であります。修繕料といたしまして、坂原地内の町道約100メートルでございますけども、ここの路面に陥没が見られます。マンホールを5カ所布設しておりますが、いずれもその付近に陥没が見られるものですから、人及び車両の通行に支障があって、これの修繕を行うというものでございます。

また、委託料におきましては、住民基本台帳システムとこの下水道システムというのは連動して下水の使用料金の徴収等に当たっておるところでございますけども、もとになります住民基本台帳システムの基本システムが変更になりました。

これに伴いまして、この下水道のシステム改修を行わなければならないというもので、予算計上をしておるところでございます。

また、上下水道システム、これは管路を示すシステムでございますけども、これが故障いたしまして使用不能となっております。したがって、新しいシステムを導入し、移行するための経費を計上してございます。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第21、議案第81号 平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

議案の説明をお願いします。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 議案第81号 平成25年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号。

補正予算書の44ページをごらんください。先ほどの公共下水道の説明でも申し上げましたが、農業集落排水事業におきましても、使用料金等のシステムというのはもともとになっておりますのは、住民基本台帳システムから分かれてきておるものでございます。これももとのシステムの変更に伴いましての農集のシステムも同時に変更するというので、必要な予算計上をしておるものでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから日程第22、議案第82号 平成25年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第82号 平成25年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算第2号。

歳入歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ651万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ10億1,696万2,000円とする。

初めに、歳出の説明をします。50ページから51ページをごらんください。

諸支出金の償還金につきましては、平成25年度の社会保険診療報酬基金の負担金、具体的にいきますと介護給付費交付金の額が確定しましたので、この超過分として651万4,000円を返還する措置をとっております。財源につきましては繰越金をもって措置しております。以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第23、議案第83号 平成25年度智頭町水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

萩原水道課長税務住民課参事。

○税務住民課参事兼水道課長（萩原 学） 議案第83号 平成25年度智頭町水道事業特別会計補正予算第2号について説明させていただきます。

平成25年智頭町水道事業会計補正予算書をごらんください。1ページの第3条について、まず説明させていただきます。建設改良積立金処分額というのは、定期預金の取り崩しのことを意味しております。

まず最初に、智頭町水道事業の支出は、主に水道使用料の老管修理、定期預金の取り崩し等で行っております。その関係で、今回の補正予算以降今年度事業につきまして、当初予算では2,000万円の定期預金の取り崩しを予定しておりましたが、このたび補正で3,000万というものの取り崩しという意味合いを示しております。

次に、3ページをごらんください。3ページの平成25年度智頭町水道事業会計収益費用明細書を見ていただきながら説明させていただきます。上段の収益的収入及び支出の収益的収入とは、水をつくる、家庭に水をお届けするための収支

を意味しております。水道事業費用総経費の賃借料で計上しています内容は、一つは新公営企業会計システム導入費。これは平成26年4月から制度改定に対応した新公営企業会計システムの導入を行うためのソフトウェアなどの費用であります。主な費用としましては、労務経費、公営企業会計システムデータ移行費などを計上しております。

二つ目は、新水道システムネット切りかえ費用。これは水道負担分であります。今回は登録件数などで下水道、公共下水道、農道集落排水と負担分を分けて計上しております。主な費用としまして、水道システムバージョンアップ、これはデータ移行費用、システム改良費などがあります。それからハードウェア費用としまして、ハンディターミナルの一式、これ2台を予定しておりますが、ちなみにハンディターミナルとは毎月水道メーター検針時に使用し、各家庭での使用水量、料金等のお知らせの紙を出しているものであります。

また、このたびの賃借料は、冒頭言いました水道使用料の料金収入及び予備費で対応しております。

次に、資本的収入及び支出であります。資本的収入とは、配水池の建設や配水管の整備などに使用するための収支を意味しております。資本的支出、営業設備の備品購入費で計上してあります内容は、上下水道マッピングシステム導入、これも下水道と分担分とを分けて計上しております。このシステムは、町内の上水道の配管図、下水道の配管図等がそれぞれ入っているシステムでありまして、ふぐあいが出だしまして、いつ消えてしまってもいいような状況になっているため、このたび予算計上させていただきます。主な費用としましては、システムのバージョンアップなどを計上しております。

また、このたびの備品購入費は同じく水道使用料の料金収入で対応しております。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

ここで訂正をいたします。先ほど指名を萩原税務住民課参事と申しましたが、正しくは萩原水道課長です。訂正をいたします。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第24、議案第84号 智頭町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

長石教育課長。

- 教育課長（長石彰祐） 議案第84号 智頭町教育委員会委員の任命について。任命したい者、鳥取県八頭郡智頭町大字大内224番地、酒本弘道、昭和18年5月20日生まれ。

この件につきましては、酒本弘道氏の任期が平成25年9月30日をもって満了となりますが、引き続き同氏を教育委員として選任したいので、議会の同意を求めるものがございます。以上です。

- 議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから、日程第25、議案第85号 工事請負契約の締結についての一部変更についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

長石教育課長。

- 教育課長（長石彰祐） 議案第85号 工事請負契約の締結についての一部変更について。

契約金額中、15億7,500万を17億9,033万9,250円に改める。この件につきましては、本年の7月16日開催の第2回の臨時議会において、議決いただきました智頭中学校の改築工事の請負契約の締結について、未計上であった第2期工事部分の整備項目が確定したので、契約金額を変更するものがございます。

なお、この増額分につきましては、平成24年から25年に対する労務単価また資材等の物価上昇、こういうようなところで設計変更を行いまして、それに基づく増額をしたものがございます。増額は2億1,533万9,250円ということとあります。以上です。

- 議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 今回のその2期工事、これが工事費が確定したということですが、前回入札が不落札ということで見直しをしていく、この見直しをする中で実質金額は変更できないので、中身の部分についてするんだということですが、結局中身の工事の範囲を圧縮をした部分以外ですね、圧縮した分の工事の部分が今回この部分に当たると思うんですが、この2期工事の概念として、これは年度中に本来なら圧縮した部分をできるのに、工期を設定してることによって工事ができないとか、そういうことはないんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 工期のほうは守っていきたいということで進めております。内容的には、当初計画しておりました事業計画を今回の補正で元に戻すということでございますので、工期のほうは変更する予定にはしておりません。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 仕上がりの工期については、当然厳守するんですが、2期工事の範囲が、本来なら1期工事とする部分が、2期工事になった部分もあるわけですね。事業を圧縮したことによって、本来なら1期工事とする部分が若干2期工事のほうに回したと。結局、その2期工事という見方の中で、本来なら着工できる部分が、年度が見直したことによって、26年にならないとできないというような事態は発生しないのか、そこら辺がちょっと心配なんです。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 1期工事、2期工事の事業の範囲は予定どおりでございます。今回、契約金額を変更いたしましたのは元請というか、請け負う業者との契約の変更の部分でございます。予算上は25年度の予算、26年度の予算は変更は、26年度分が結果的にはふえますけども、増額には契約上の動向を今回の補正にかけたということでございます。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 確認ですが、1期工事、2期工事という区分けはあるんですが、これは工事の進行上、別に障害になるものでも何でもないという見方でよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） そのとおりでございます。

○議長（谷口雅人） ほかがございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第26. 陳情について

○議長（谷口雅人） 次に、第26、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、9月13日から9月19日までの7日間を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、9月13日から9月19日までの7日間を休会とすることに、決定しました。

9月12日は、午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。休会中は委員会等を開き、付託案件の審査をお願いします。来る9月20日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会 午前11時58分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成25年9月11日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 大 藤 克 紀

智頭町議会議員 岩 本 富 美 男